

2 前項の規定による経理知識審査等事業の指定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者が実施する経理知識審査等事業について行う。

一 職員、経理知識審査等事業の実施の方法その他の事項についての経理知識審査等事業の実施に関する計画が経理知識審査等事業の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の経理知識審査等事業の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 経理知識審査等事業以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて経理知識審査等事業が不公正になるおそれがないこと。

3 前項に規定するもののほか、第一項ただし書の経理知識審査等事業の指定に關し必要な事項は国土交通大臣が定める。

4 第一項の規定による指定を受けた経理知識審査等事業を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに経理知識審査等事業の名称は、次のとおりとする。

経理知識審査等事業を実施する者		経理知識審査等事業の名称
名称	主たる事務所の所在地	
財団法人建設業振興基金	東京都港区虎ノ門四丁目二番十一号	建設業経理事務士検定試験

第十九条の三の次に次の一条を加える。

(指定経営状況分析機関の指定)

第十九条の三の二 法第二十七条の二十四第一項に規定する指定経営状況分析機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定をした日は、次のとおりとする。

指定経営状況分析機関		指定をした日
名称	主たる事務所の所在地	
財団法人建設業情報管理センター	東京都中央区新川一丁目四番一号	昭和六十三年六月二十八日

(宅地建物取引業法施行規則の一部改正)

第三条 宅地建物取引業法施行規則(昭和三十三年建設省令第十二号)の一部を次のように改正する。第十條の八に次の一項を加える。

4 指定講習機関の名称及び主たる事務所の所在地、指定をした日並びに講習の名称は、次のとおりとする。

指定講習機関		指定をした日	講習の名称
名称	主たる事務所の所在地		
財団法人不動産流通近代化センター	東京都豊島区東池袋三丁目一番一号	平成八年七月二十九日	宅地建物取引業法第十六条第三項及び同法施行規則第十條の二の規定に基づく講習

第十三条の二の見出し中、「指定の申請」の下に、「等」を加え、同条に次の一項を加える。

3 指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定をした日は、次のとおりとする。

指定試験機関		指定をした日
名称	主たる事務所の所在地	
財団法人不動産適正取引推進機構	東京都港区虎ノ門三丁目八番二十一号	昭和六十一年五月十一日

第十三条の十五の次に次の一条を加える。

(法第十八条第一項の国土交通大臣が実務の経験を有する者と同等以上の能力を有すると認められた者)

第十三条の十六 法第十八条第一項の規定により国土交通大臣がその実務の経験を有するものと同以上の能力を有すると認められた者は、次のいずれかに該当する者であることとする。

一 宅地又は建物の取引に関する実務についての講習であつて、国土交通大臣が指定するものを修了した者

二 国、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の出資により設立された法人において宅地又は建物の取得又は処分業務に従事した期間が通算して二年以上である者

三 国土交通大臣が前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められた者

2 前項第一号の規定により国土交通大臣が指定する講習は、次のすべてに該当するものでなければならぬ。

一 宅地建物取引業の適正な運営を確保するとともに宅地建物取引業の健全な発達を図ることを目的として民法第三十四条の規定により設立された公益法人(以下単に「公益法人」という。)で、講習を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると国土交通大臣が認める者が実施する講習であること。

二 正当な理由なく受講を制限する講習でないこと。

三 国土交通大臣が定める講習の実施要領に従つて実施される講習であること。

3 第一項第一号の規定による指定を受けた講習を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに講習の名称は、次のとおりとする。

講習を実施する者		講習の名称
名称	主たる事務所の所在地	
財団法人不動産流通近代化センター	東京都豊島区東池袋三丁目一番一号	宅地建物取引主任者資格登録に係る実務講習

第十四条の十七第一号中、「宅地建物取引業の適正な運営を確保するとともに宅地建物取引業の健全な発達を図ることを目的として民法第三十四条の規定に基づいて設立された」を削る。

第四条 宅地造成等規制法施行規則(昭和三十七年建設省令第三号)の一部を次のように改正する。第四条の次に次の二条を加える。

(擁壁認定の基準)

第四条の二 国土交通大臣が、令第十五条の規定により、令第六条から第十条までの規定による擁壁と同程度の効力があると認める基準は、次に掲げるものとする。

一 擁壁が国土交通大臣が定める基準に適合していること。

二 擁壁がプレキャスト鉄筋コンクリート部材により築造される場合には、当該部材が、製造工程管理が適切に行われている工場又はそれと同等以上の製造工程管理を行うことができることを証明する事業(以下「証明事業」という。)であつて国土交通大臣が指定するものの証明を受けた工場で製造されていること。

2 前項第二号の規定による証明事業の指定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者が実施する証明事業について行う。

一 職員、証明事業の実施の方法その他の事項についての証明事業の実施に関する計画が証明事業の適切かつ確実な実施のために適切なものであること。